

令和4年12月21日

第114回 神戸市個人情報保護審議会

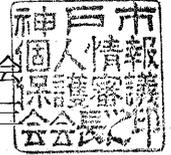
特定個人情報保護評価書点検部会の  
実施結果について  
(報告)

答申第1030号  
令和4年12月14日



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年12月8日付け神戸市  
税第1097号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則  
第1号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、  
妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよ  
うに、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリス  
ク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神行税第1097号  
令和4年12月8日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

<特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して>

担当：行財政局税務部税務課  
内線（903-2041, 2）



答申第1031号  
令和4年12月14日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年11月17日付け福国第2462号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

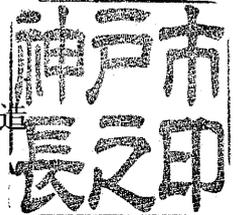
「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則  
第1号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

福国第 2462 号  
令和 4 年 11 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、  
貴会の意見を求めます。

記

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：福祉局国保年金医療課



答申第1032号  
令和4年12月14日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年12月8日付け神福国第2690号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 後期高齢者医療制度に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

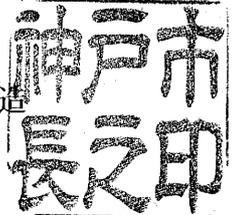
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神 福 国 第 2690 号  
令 和 4 年 1 2 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 後期高齢者医療制度に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：福祉局国保年金医療課



答申第1033号  
令和4年12月14日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年12月8日付け神こ家第4596号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 児童扶養手当に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神こ家第 4596 号  
令和 4 年 12 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 児童扶養手当に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)  
<特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号)第 7 条第 4 項に関して>

担当：こども家庭局家庭支援課



答申第1034号  
令和4年12月14日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年12月8日付け神こ家第4593号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「福祉情報システム 児童手当事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神こ家第 4593 号  
令和 4 年 12 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「福祉情報システム 児童手当事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：こども家庭局家庭支援課



答申第1035号  
令和4年12月14日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年12月14日付け神福介第3481号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

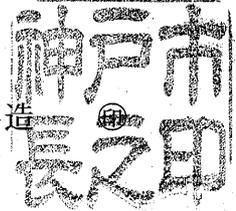
「神戸市 介護保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則  
第1号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神福介第3481号  
令和4年12月14日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市介護保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)  
＜特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号)第7条第4項に関して＞

担当：福祉局介護保険課



答申第1036号  
令和4年12月14日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年12月9日付け神健保保第8961号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

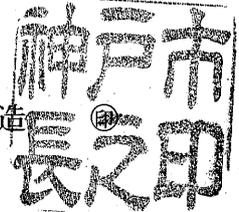
「神戸市 予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則  
第1号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神健保保第 8961 号  
令和 4 年 12 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 予防接種に関する事務 全項目評価書」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：健康局保健所保健課